

岐阜県公報

第二千六百九十二号
平成二十七年十月二十三日

(金曜日)

目次

規則

- 岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則 (労働雇用課) 七二三
- 岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (同) 七三三
- 国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則 (産業技術課) 七二四

告示

- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定肥料の登録 (新産業振興課) 七二四
- 肥料の登録の有効期間の更新 (農産園芸課) 七二四
- (同) (同) 七二四

教育委員会告示

- 岐阜県重要文化財の指定解除 (社会教育文化課) 七二五

公示

- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業・金融課) 七二五
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (同) 七二六
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 七二七
- 県営土地改良事業計画の決定 (農地整備課) 七二七
- 建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任 (建築指導課) 七二八
- 開発行為の工事の完了 (同) 七二九
- 落札者等に関する公示 (水道企業課) 七三〇

規則

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百十四号

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

岐阜県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年岐阜県規則第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百十五号

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

岐阜県訓練手当支給規則(昭和四十一年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百十六号

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条の六第一項第二号」を「第十五条の七第一項第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百二十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
名北工業株式会社	美濃加茂市蜂屋台一丁目八番地一	平成三〇・九・二四	平成三六・三・三

岐阜県告示第六百二十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第九〇五号	加工家きんふん肥料	スーパリーオン	窒素全量 二・五 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇	公定規格のとおり	有限会社柵橋ファーム 岐阜市上西郷一丁目二七番地
岐阜県第九〇六号	混合有機質肥料	あくりちやん	窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・九 加里全量 一・九	同	有限会社アグリ 揖斐郡池田町六之井 一九二四番地の一

岐阜県告示第六百二十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他 の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
岐阜県第 六八四号	混合石灰肥 料	粒状土壌改 良混合石灰 特四号	アルカリ分 四五・〇 可溶性苦土 一四・〇	公定規 格のと おり	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番 地の一
岐阜県第 七二二号	炭酸カルシ ウム肥料	一六炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一六・〇	同	大鉱産業株式会社 大垣市赤坂東町二番 地の一
岐阜県第 七九三号	副産石灰肥 料	粒状かきが ら肥料特号	アルカリ分 四七・〇	同	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番 地の一
岐阜県第 八二二号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当な し	日比野工業株式会社 大垣市昼飯町一三三 四番地の一
岐阜県第 八一三号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状炭酸苦 土石灰一〇 号	アルカリ分 五〇・〇 可溶性苦土 一〇・〇	公定規 格のと おり	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番 地の一
岐阜県第 八四九号	加工家きん ふん肥料	ユウキ伝説 五	窒素全量 五・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇	同	株式会社市川商会 揖斐郡揖斐川町谷汲 名札一〇三五番地の 一五九

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第五号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第四条第三項の規定により、次のとおり岐阜県重要文化財の指定が解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

指定が解除された岐阜県重要文化財

指定 番号	種 目	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者	住 所
七四九	彫刻	木心塑造章駄 天立像及木造 善財童子像	二軀	郡上市白鳥町 長滝九二	宗教法人長 瀧寺	郡上市白鳥町 長滝九二

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十七年十月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年十月九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー可児坂戸店(Aゾーン)

可児市坂戸字落田一 二番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十八年六月二日

五 店舗面積

八、二五八平方メートル

六 駐車場の収容台数

二八三台

七 荷さばき施設の面積

七四四平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十七年十月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可児県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年十月九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー可児坂戸店(Bゾーン)

可児市坂戸字高坪七 番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十八年六月二日

五 店舗面積

二、七六一平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一台

七 荷さばき施設の面積

三六 平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年十月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年十月八日

二 届出者の氏名又は名称

カワボウ株式会社

三 建物の名称及び所在地

四 変更した事項
 マーサ21 (MASA21)
 岐阜市正木中一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 外七三者
 (変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 外七二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年十月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十七年十月八日
- 二 届出者の氏名又は名称
大洋紡績株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
タイヨウショッピングセンター
岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の 一 外
- 四 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 外一八者
 (変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 外一八者

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十七年十月二十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ北方中央店

二 意見の概要

北方町長の意見

- ・新築中の庁舎とのマッチングに配慮して外装を施工すること
- ・出入口 について南北への進出及び進入について警察と十分協議すること
- ・出入口全てに対し、カーブミラーや照明等の安全対策を検討すること

(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間

えな南部地区 恵那市役所 平成二七・一〇・二三から
一一・二四まで

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。（第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名 称	住 所	業 務 区 域	構 造 計 算 適 合 性 判 定 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地
日本建築検査協会 株式会社	東京都中央区日本橋三丁目一三番一 一号	岐阜県の 全域	東京都中央区日本橋三丁目一 三番一 号

二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。

- 1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合において、当該建築物の部分。以下同じ。）
- 2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第八十一条第二項第一号に定める構造計算による建築物
- 3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物
- 4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの

- 5 高さが三十一メートルを超える建築物
- 6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
- 7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十六ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物

8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物

(一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）

(二) 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第千九百号）

(三) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）

(四) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第千四百十号）

(五) 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第千四百六十三号）

(六) コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第千四百六十四号）

(七) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第千六百六十六号）

(八) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十五年国土交通省告示第千四百六十三号）

9 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全な構造方法として国土交通大臣が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号）第三第二項第二号の構造方法を用いた建築物

10 その他知事が必要と認める建築物
三 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成二十七年十月二十三日

開発行為の工事の完了
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

同 岐西建築第三五号 同 二七・ 五・一四	安八郡神戸町大字川西字大道西九五番一及び九五番二	道路	同	安八郡輪之内町大藪一三五番地 東洋産業株式会社 代表取締役 安 田 和 雄
同 岐西建築第八号の四 同 二七・ 三・一二 同 岐西建築第三九号 の二一 同 二七・ 九・ 七	不破郡垂井町綾戸字荒越八九四番一及び八九六番一三	道路、公園	同	不破郡垂井町綾戸五〇九番四 株式会社GOOD LIFE 代表取締役 藤 壇 明 博
同 岐西建築第一一号の二 同 二六・一〇・二一 同 岐西建築第一三三号 の四四 同 二七・ 四・ 九	海津市海津町江東字三の割一六七番三、二六九番一及び二七〇番三	道路、水路	同	名古屋市区山田二丁目一番三六号 水野精麦倉庫株式会社 代表取締役社長 龜 山 泰 満
同 岐西建築第三〇号の四 同 二七・ 七・ 八 同 岐西建築第三九号 の二三 同 二七・ 九・二五	羽島郡笠松町北及字北山一九九〇番一	道路	同	羽島郡笠松町北及二〇〇五番地 高 橋 吉 広 羽島郡岐南町徳田八丁目二八番地の二 高 橋 裕 介
同 岐西建築第二八号の六 同 二七・ 七・ 六	同 市穂積字野口九八九番一	道路	同	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉
岐阜県指令岐西建築第二八号の五 平成二七・ 六・一五	瑞穂市別府字井場三ノ町一六二五番一及び一六二六番一	道路、水路	同 開発登録簿による	岐阜市北一色三丁目九番二一 株式会社タカオ 代表取締役 野 尻 金 博
開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名

同 岐阜西建築第三六号の四 同 二七・七・七八 〔同 岐阜西建築第三九号 の一九 同 二七・九・二二〕	同 郡安八町東結字柳田五六五番一、 五六五番三、五六六番一、五六七番一 及び五六八番一	道路、公園	同	安八郡輪之内町大藪一三五番地 東洋産業株式会社 代表取締役 安 田 和 雄
岐阜県指令建第八二号の 二五 平成 六・四・一四 〔同 建第八号の四 同 七・七・二〇 同 建第四七号の二 同 八・一一・一九 同 建第七二号の八 同 九・一一・二四 同 建第六一号の四 同 一〇・七・三〇 岐阜県指中建築第五 六号 同 一七・七・三三〕	美濃加茂市蜂屋町伊瀬字粟地五三五番 三五他一四筆 同町中蜂屋字粟瀬二七三五番五三五及 び二七三五番五三六（第四工区）	水路	同	高山市千島町六二七番地 エムアセツト株式会社 代表取締役 田 口 隆 平

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第
四二〇号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 義 勝

- 1 調達物品の名称及び数量 液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計 一
式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年8月17日
- 4 落札者を決定した日 平成27年9月30日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市東金宝町一丁目18番地 AVENUE 2 A

島津サインエッジ西日本株式会社岐阜営業所

所長 右田 義晴

6 落札金額 34,808,400円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課管理調整係

(2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12

平成二十七年十月二十三日発行

発行所 岐阜市数田路二二四一第一号
岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどビル十三一 岐阜文芸社